

◎新潟県告示第186号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-(2-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド（通称名：Ortho-fluorofentanyl、2-Fluorofentanyl、o-fluorofentanyl）及びその塩類
- (2) N-(4-メトキシフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]ブタンアミド（通称名：p-Methoxybutyrylfentanyl、Paramethoxybutyryfentanyl、4-MeO-BF）及びその塩類
- (3) N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン（通称名：2-FEA、2-fluoroethylamphetamine）及びその塩類
- (4) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシリメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名：ADB-CHMICA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成31年3月1日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。